

一般質問

六月定例会では、六月二十八日（月）、二十九日（火）の二日間、十三人の議員が市政に関する三十三項目の内容について、通告順に質問を行いました。
その一部を紹介します。



…質問 A …答弁

学校教育

Q 若屋の生徒・児童を喫煙習慣から遠ざけよ
ワークシヨップ
寺前 尊文

Q 学校では喫煙防止教育が行われているが、教職員が喫煙をすれば効果が上がらない。学校を煙草のない場所として、教職員が良い模範を示すことが必要である。県も来年度までに、すべての学校を禁煙化したい旨の指針をまとめた。本市の学校園ではどのような対策を検討しているのか。若屋の若者が喫煙習慣によって、周りに迷惑をかける大人に育ってほしくない。学校園を全面禁煙とすべきでないか。

A 中でも学校職員の禁煙をどのように徹底するのか、訪問者にもどう協力を求めるのが課題である。

Q 教育改革について
ワークシヨップ
畑中 俊彦

A 子供たちの歯の健康管理にフッ素による洗口を取り入れる考えはないか。

小学校の現場を預かる教師の意識の低さに驚かされる。教師・教頭・校長の意識改革が必要と考えるが見解を問う。現在、小学校校区について臨機応変な対応を取られている。各小中学校において臨機応変に対応できる地域を確定され保護者に広報すべきではないか。



岩園保育所で実施している。

見直しの必要性が出てくる。考えており、その時点で判断する。校区外就学希望は許可基準を設けているので、個別に相談を受け、学校と調整し判断する。

Q 若屋の高校教育について
日本共産党
木野下 章

A フッ素化洗口は歯科医師会などの協力を得ながら研究する。

A 児童・生徒の健康被害の防止、喫煙防止教育や喫煙者本人の健康増進等の観点から、兵庫県定めた「受動喫煙防止指針」が目標としている平成十七年度中の敷地内禁煙への取り組みを進めていく。今後は学校長や本年度に設置を予定している学校労働安全衛生委員会などで協議を行い、検討していく。

A 科医師会などの協力を得ながら研究する。

意識改革では、児童・生徒の多様な状況等に対応できる教師の育成を見直し、指導力の向上のため、様々な研修を

A 県立若屋南高校の募集停止、神戸第一学区との統合、市立若屋高校の廃校、その上県立若屋高校を単位制にする。県教委が発表示など、わずかに数年間で若屋の高校教育は激変した。「若屋の高校に行きたい、行かせたい」と思う多くの生徒や保護者に市教育委員会はどうか応えるのか。性急な単位制移行を求めよ。もう県教育委員会に求めよ。もつと生徒や保護者の声を聞くべき。若屋の生徒の開門率を保障せよ。

A 県立若屋南高校の募集停止、神戸第一学区との統合、市立若屋高校の廃校、その上県立若屋高校を単位制にする。県教委が発表示など、わずかに数年間で若屋の高校教育は激変した。「若屋の高校に行きたい、行かせたい」と思う多くの生徒や保護者に市教育委員会はどうか応えるのか。性急な単位制移行を求めよ。もう県教育委員会に求めよ。もつと生徒や保護者の声を聞くべき。若屋の生徒の開門率を保障せよ。

A 県立若屋南高校の募集停止、神戸第一学区との統合、市立若屋高校の廃校、その上県立若屋高校を単位制にする。県教委が発表示など、わずかに数年間で若屋の高校教育は激変した。「若屋の高校に行きたい、行かせたい」と思う多くの生徒や保護者に市教育委員会はどうか応えるのか。性急な単位制移行を求めよ。もう県教育委員会に求めよ。もつと生徒や保護者の声を聞くべき。若屋の生徒の開門率を保障せよ。

A 県立若屋南高校の募集停止、神戸第一学区との統合、市立若屋高校の廃校、その上県立若屋高校を単位制にする。県教委が発表示など、わずかに数年間で若屋の高校教育は激変した。「若屋の高校に行きたい、行かせたい」と思う多くの生徒や保護者に市教育委員会はどうか応えるのか。性急な単位制移行を求めよ。もう県教育委員会に求めよ。もつと生徒や保護者の声を聞くべき。若屋の生徒の開門率を保障せよ。

A 県立若屋南高校の募集停止、神戸第一学区との統合、市立若屋高校の廃校、その上県立若屋高校を単位制にする。県教委が発表示など、わずかに数年間で若屋の高校教育は激変した。「若屋の高校に行きたい、行かせたい」と思う多くの生徒や保護者に市教育委員会はどうか応えるのか。性急な単位制移行を求めよ。もう県教育委員会に求めよ。もつと生徒や保護者の声を聞くべき。若屋の生徒の開門率を保障せよ。

A 県立若屋南高校の募集停止、神戸第一学区との統合、市立若屋高校の廃校、その上県立若屋高校を単位制にする。県教委が発表示など、わずかに数年間で若屋の高校教育は激変した。「若屋の高校に行きたい、行かせたい」と思う多くの生徒や保護者に市教育委員会はどうか応えるのか。性急な単位制移行を求めよ。もう県教育委員会に求めよ。もつと生徒や保護者の声を聞くべき。若屋の生徒の開門率を保障せよ。

A 県立若屋南高校の募集停止、神戸第一学区との統合、市立若屋高校の廃校、その上県立若屋高校を単位制にする。県教委が発表示など、わずかに数年間で若屋の高校教育は激変した。「若屋の高校に行きたい、行かせたい」と思う多くの生徒や保護者に市教育委員会はどうか応えるのか。性急な単位制移行を求めよ。もう県教育委員会に求めよ。もつと生徒や保護者の声を聞くべき。若屋の生徒の開門率を保障せよ。



岩園保育所で実施している。

美術博物館など

Q 美術博物館の運営と児童虐待防止について
創政クラブ
幣原 みや

現在までの美博民営化に向けた具体的な進展は、市民参画の模索や館の機能拡大など柔軟な改革、事業形態の多様化を検討することは可能か。また、文化庁の登録美術品制度の広報を試みてほしいがどうか。

A 現在までの美博民営化に向けた具体的な進展は、市民参画の模索や館の機能拡大など柔軟な改革、事業形態の多様化を検討することは可能か。また、文化庁の登録美術品制度の広報を試みてほしいがどうか。

Q 美術博物館、体育館、市民プールなどを市の文化・スポーツの振興としてきた文化振興財団が解散となると、一番影響を被るのは上司の指示どおり裏面に働いてきた、設置目的と責務を一番認識している従業員である。非効率のため解散というが、従業員に責任があるのか。責任がないのであれば、解散による解雇ではなく、能力とやる気のある従業員が、自由な発想で運営する会社の設立を検討できないか。

A 美術博物館の民営化では、いくつかの団体に折衝してきたが、引き受けには至っていない。現在は、指定管理者制度の導入を基本に検討している。登録美術品制度については市民に紹介していく。

A 美術博物館の民営化では、いくつかの団体に折衝してきたが、引き受けには至っていない。現在は、指定管理者制度の導入を基本に検討している。登録美術品制度については市民に紹介していく。

Q 美術博物館、体育館、市民プールなどを市の文化・スポーツの振興としてきた文化振興財団が解散となると、一番影響を被るのは上司の指示どおり裏面に働いてきた、設置目的と責務を一番認識している従業員である。非効率のため解散というが、従業員に責任があるのか。責任がないのであれば、解散による解雇ではなく、能力とやる気のある従業員が、自由な発想で運営する会社の設立を検討できないか。

A 美術博物館の民営化では、いくつかの団体に折衝してきたが、引き受けには至っていない。現在は、指定管理者制度の導入を基本に検討している。登録美術品制度については市民に紹介していく。

環境・高浜用地・防災

Q ごみ収集方法の変更は手続きに問題がある
ワークシヨップ
中島 健一

A ごみ収集方法が本年四月に変更された。しかし、平成二十一年度までのごみ収集基本計画には「現在の収集体制を維持する」と明記されている。変更するのなら、この基本計画を先に見直しすることが筋だ。本来、平成十二年に見直しをしなければならぬ基本計画を放置し、計画に反することを言うことは、行政のあり方として、また手続的にも大きな瑕疵がある。この点についての当局の見解はどうか。

A 環境学習では、夏休み子供体験教室や親子自然教室の開催、川の水質を調査するための水生生物調査、大気の状態を調査するための親子星空観測会、ピオトープによる自然観察などを実施している。今後も教育委員会や関係団体と連携を図り、環境学習の充実に取り組む。エコカード導入は難しい。目標数値は環境計画での達成状況を精査している。新計画には、具体的な数値目標をできるだけ入れていきたい。

Q 環境保全の推進で住みよい若屋の街づくりを
公明党
湯山 和也

A 二〇〇五年から始まる十年間を「持続可能な開発のための教育の十年」とすることが国連で採択された。これに向け、本市の環境保全の新たな指針となる仮称・新環境計画に、西宮市のエコカードシステムの具体的な環境教育、環境学習の具体的な施策を盛り込むとともに、計画等を遵守している。

Q 環境保全の推進で住みよい若屋の街づくりを
公明党
湯山 和也

A 二〇〇五年から始まる十年間を「持続可能な開発のための教育の十年」とすることが国連で採択された。これに向け、本市の環境保全の新たな指針となる仮称・新環境計画に、西宮市のエコカードシステムの具体的な環境教育、環境学習の具体的な施策を盛り込むとともに、計画等を遵守している。

Q 環境保全の推進で住みよい若屋の街づくりを
公明党
湯山 和也

A 二〇〇五年から始まる十年間を「持続可能な開発のための教育の十年」とすることが国連で採択された。これに向け、本市の環境保全の新たな指針となる仮称・新環境計画に、西宮市のエコカードシステムの具体的な環境教育、環境学習の具体的な施策を盛り込むとともに、計画等を遵守している。

福祉

Q 出産育児一時金支給方法と耳マークについて
公明党
田原 俊彦

A 出産時に国民健康保険から支給される一時金三十万円は、出産後、申請してから約一カ月後に受け取れるが、病院での分娩費の支払い時に間に合わない。市の国民健康保険から医療機関に直接支払う「出産育児一時金」の設置も検討する。

Q 出産育児一時金支給方法と耳マークについて
公明党
田原 俊彦

A 出産時に国民健康保険から支給される一時金三十万円は、出産後、申請してから約一カ月後に受け取れるが、病院での分娩費の支払い時に間に合わない。市の国民健康保険から医療機関に直接支払う「出産育児一時金」の設置も検討する。

Q 出産育児一時金支給方法と耳マークについて
公明党
田原 俊彦

A 出産時に国民健康保険から支給される一時金三十万円は、出産後、申請してから約一カ月後に受け取れるが、病院での分娩費の支払い時に間に合わない。市の国民健康保険から医療機関に直接支払う「出産育児一時金」の設置も検討する。

Q 出産育児一時金支給方法と耳マークについて
公明党
田原 俊彦

A 出産時に国民健康保険から支給される一時金三十万円は、出産後、申請してから約一カ月後に受け取れるが、病院での分娩費の支払い時に間に合わない。市の国民健康保険から医療機関に直接支払う「出産育児一時金」の設置も検討する。

Q 出産育児一時金支給方法と耳マークについて
公明党
田原 俊彦

A 出産時に国民健康保険から支給される一時金三十万円は、出産後、申請してから約一カ月後に受け取れるが、病院での分娩費の支払い時に間に合わない。市の国民健康保険から医療機関に直接支払う「出産育児一時金」の設置も検討する。

Q 出産育児一時金支給方法と耳マークについて
公明党
田原 俊彦

A 出産時に国民健康保険から支給される一時金三十万円は、出産後、申請してから約一カ月後に受け取れるが、病院での分娩費の支払い時に間に合わない。市の国民健康保険から医療機関に直接支払う「出産育児一時金」の設置も検討する。

Q 出産育児一時金支給方法と耳マークについて
公明党
田原 俊彦

A 出産時に国民健康保険から支給される一時金三十万円は、出産後、申請してから約一カ月後に受け取れるが、病院での分娩費の支払い時に間に合わない。市の国民健康保険から医療機関に直接支払う「出産育児一時金」の設置も検討する。

Q 出産育児一時金支給方法と耳マークについて
公明党
田原 俊彦

A 出産時に国民健康保険から支給される一時金三十万円は、出産後、申請してから約一カ月後に受け取れるが、病院での分娩費の支払い時に間に合わない。市の国民健康保険から医療機関に直接支払う「出産育児一時金」の設置も検討する。

Q 出産育児一時金支給方法と耳マークについて
公明党
田原 俊彦

A 出産時に国民健康保険から支給される一時金三十万円は、出産後、申請してから約一カ月後に受け取れるが、病院での分娩費の支払い時に間に合わない。市の国民健康保険から医療機関に直接支払う「出産育児一時金」の設置も検討する。



岩園保育所で実施している。

Q 環境保全の推進で住みよい若屋の街づくりを
公明党
湯山 和也

A 二〇〇五年から始まる十年間を「持続可能な開発のための教育の十年」とすることが国連で採択された。これに向け、本市の環境保全の新たな指針となる仮称・新環境計画に、西宮市のエコカードシステムの具体的な環境教育、環境学習の具体的な施策を盛り込むとともに、計画等を遵守している。

Q 環境保全の推進で住みよい若屋の街づくりを
公明党
湯山 和也

A 二〇〇五年から始まる十年間を「持続可能な開発のための教育の十年」とすることが国連で採択された。これに向け、本市の環境保全の新たな指針となる仮称・新環境計画に、西宮市のエコカードシステムの具体的な環境教育、環境学習の具体的な施策を盛り込むとともに、計画等を遵守している。

Q 環境保全の推進で住みよい若屋の街づくりを
公明党
湯山 和也

A 二〇〇五年から始まる十年間を「持続可能な開発のための教育の十年」とすることが国連で採択された。これに向け、本市の環境保全の新たな指針となる仮称・新環境計画に、西宮市のエコカードシステムの具体的な環境教育、環境学習の具体的な施策を盛り込むとともに、計画等を遵守している。

Q 環境保全の推進で住みよい若屋の街づくりを
公明党
湯山 和也

A 二〇〇五年から始まる十年間を「持続可能な開発のための教育の十年」とすることが国連で採択された。これに向け、本市の環境保全の新たな指針となる仮称・新環境計画に、西宮市のエコカードシステムの具体的な環境教育、環境学習の具体的な施策を盛り込むとともに、計画等を遵守している。

Q 環境保全の推進で住みよい若屋の街づくりを
公明党
湯山 和也

A 二〇〇五年から始まる十年間を「持続可能な開発のための教育の十年」とすることが国連で採択された。これに向け、本市の環境保全の新たな指針となる仮称・新環境計画に、西宮市のエコカードシステムの具体的な環境教育、環境学習の具体的な施策を盛り込むとともに、計画等を遵守している。

Q 環境保全の推進で住みよい若屋の街づくりを
公明党
湯山 和也

A 二〇〇五年から始まる十年間を「持続可能な開発のための教育の十年」とすることが国連で採択された。これに向け、本市の環境保全の新たな指針となる仮称・新環境計画に、西宮市のエコカードシステムの具体的な環境教育、環境学習の具体的な施策を盛り込むとともに、計画等を遵守している。

Q 環境保全の推進で住みよい若屋の街づくりを
公明党
湯山 和也

A 二〇〇五年から始まる十年間を「持続可能な開発のための教育の十年」とすることが国連で採択された。これに向け、本市の環境保全の新たな指針となる仮称・新環境計画に、西宮市のエコカードシステムの具体的な環境教育、環境学習の具体的な施策を盛り込むとともに、計画等を遵守している。

Q 環境保全の推進で住みよい若屋の街づくりを
公明党
湯山 和也

A 二〇〇五年から始まる十年間を「持続可能な開発のための教育の十年」とすることが国連で採択された。これに向け、本市の環境保全の新たな指針となる仮称・新環境計画に、西宮市のエコカードシステムの具体的な環境教育、環境学習の具体的な施策を盛り込むとともに、計画等を遵守している。

しを配布し議員活動の参考にしていたのですが、これからは、所管の常任委員会等で審査を行うことになりました。
ただし、次のような陳情は審査を行いません。
①陳情者の住所、氏名、押印の各要件が整っていないもの
②明らかに市の事務に属さないもの
③すでに願意が達成されているもの、もしくは実現の見通しが明らかでないもの
④明らかに実現性がないもの
⑤その他議会が関与することが適当でないと認められるもの

請願及び陳情の取り扱いを改善しました 請願者の口頭説明や請願の一部採択、陳情の審査など

口頭陳述（説明）を希望するときは、請願を提出する際に、請願人本人が市議会事務局へ申し出る必要があります。
▶ 請願の一部採択を行うことができるようになりました。
▶ 請願の一部採択を行うことができるようになりました。
▶ 請願の一部採択を行うことができるようになりました。
▶ 請願の一部採択を行うことができるようになりました。
▶ 請願の一部採択を行うことができるようになりました。
▶ 請願の一部採択を行うことができるようになりました。

市民の皆さんがお困りになっていることや意見・要望を市政に反映させる方法として、市議会へ請願書及び陳情書を提出する制度があります。
請願書及び陳情書はいつでも提出することができますが、受付日によって審査が次の定例会になることがあります。提出の際はあらかじめ市議会事務局までお問い合わせください。

●請願書（陳情書）の記載事項

- ① 件名、趣旨（理由及び項目）及び提出年月日
- ② 請願者（陳情者）の住所、氏名、押印。請願者が2人以上の場合は代表者を決めてください。
- ③ 請願紹介議員の署名、又は記名押印（陳情書の場合は不要）

日本語で簡明にお書きの上、芦屋市議会議員長宛に提出してください。
※A4サイズの用紙に横書きで記入してください。

〇〇についての請願書

理由.....

項目①.....

②.....

年月日.....

芦屋市議会議員.....

.....様

請願者 住所.....
氏名.....
請願紹介議員.....

請願と陳情